

保護者様

横浜市立釜利谷南小学校  
校長 田中 さくら

インフルエンザ流行防止のためのご協力をお願い

保護者の皆様には、日頃より、児童の健康管理にご配慮いただき感謝申し上げます。

さて、本校では 12 月に入り、インフルエンザ様疾患で欠席する児童が急激に増えてきました。学校でも予防に取り組んでおりますが、ご家庭でもうがい手洗いの励行や、マスクの着用、十分な栄養と休養などの、健康管理へのご配慮をお願いいたします。

全校児童のマスク着用につきましては、流行の収束まで実施させていただきます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

もしも、インフルエンザにかかってしまったら。。。。

学校は、熱が下がっても、出席停止となります。今は、よい薬があって、熱はすぐ下がることも多いようですが、決まった期間しっかり休養して、元気になってから登校してきてください。

インフルエンザの診断を受けた場合には、学校にお知らせください。医師の証明書等は必要ありません。保護者が健康手帳への記入をお願いします。

**早わかり**  
インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律<sup>※</sup>で次のように定められています。

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●

受診した日ではなく、症状が出始めた日 → 発症日 0 日目

発症後 1 日目

発熱 解熱 解熱後 1 日目 解熱後 2 日目

発症後 1 日目に熱が下がった → 発熱 解熱 解熱後 1 日目 解熱後 2 日目

★熱が下がって 2 日以上たっても「発症後 5 日」を過ぎないとダメ。

発症後 4 日目に熱が下がった → 発熱 解熱 解熱後 1 日目 解熱後 2 日目

★「発症後 5 日」を過ぎていても、熱が下がって 2 日以上たないとダメ。

※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）